

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則（昭和35年規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>○京都市都市公園条例施行規則 昭和35年4月1日規則第21号 (略)</p> <p>(有料公園施設の利用許可の受付期間)</p> <p>第4条 <u>前条第1項</u>の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(許可等の通知)</p> <p>第8条 市長又は指定管理者は、法第5条第1項若しくは第6条第<u>2項</u>若しくは第3項、<u>条例第3条第2項</u>若しくは第3項<u>又はこの規則第5条第2項</u>若しくは第6条の規定による申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付する。</p> <p>2 指定管理者は、<u>第3条第1項</u>の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>○京都市都市公園条例施行規則 昭和35年4月1日規則第21号 (略)</p> <p>(有料公園施設の利用許可の受付期間)</p> <p>第4条 <u>条例第7条第1項</u>の規定による<u>許可</u>の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(許可等の通知)</p> <p>第8条 市長又は指定管理者は、法第5条第1項若しくは第6条第<u>1項</u>若しくは第3項<u>又は条例第3条第1項</u>若しくは第3項の規定による<u>許可</u>の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付する。</p> <p>2 指定管理者は、<u>条例第7条第1項</u>の規定による<u>許可</u>の申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則（令和8年 月 日規則第 号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1 2備考以外の部分の改正規定及び附則第3項の規定は、令和9年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この規則による改正後の京都市都市公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1 2備考6の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につ</p>

改正前				改正後																																																															
別表第1（第11条関係）				<p>いては、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の規則別表第1 2備考以外の部分の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>																																																															
								<p>1 (略)</p> <p>2 公園を占用し、又は利用する場合</p>																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>単位期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱、その支柱その他これらに類するもの</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>円 4,600</td> </tr> <tr> <td>電線</td> <td>1メートル</td> <td></td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>変圧塔</td> <td>1基</td> <td></td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>1平方メートル</td> <td></td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地下埋設物</td> <td rowspan="4">管路</td> <td>外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>1メートル 110</td> </tr> <tr> <td>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.2メートル</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用単位	単位期間	使用料	電柱、その支柱その他これらに類するもの	1本	1年	円 4,600	電線	1メートル		640	変圧塔	1基		5,300	鉄塔	1平方メートル		5,300	地下埋設物	管路	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル 110	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	160	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	240	外径が0.15メートル以上0.2メートル	320	<p>別表第1（第11条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公園を占用し、又は利用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>単位期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱、その支柱その他これらに類するもの</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>円 4,600</td> </tr> <tr> <td>電線</td> <td>1メートル</td> <td></td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>変圧塔</td> <td>1基</td> <td></td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>1平方メートル</td> <td></td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地下埋設物</td> <td rowspan="4">管路</td> <td>外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>1メートル 110</td> </tr> <tr> <td>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.2メートル</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用単位	単位期間	使用料	電柱、その支柱その他これらに類するもの	1本	1年	円 4,600	電線	1メートル		640	変圧塔	1基		5,300	鉄塔	1平方メートル		5,300	地下埋設物	管路	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル 110	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	160	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	240	外径が0.15メートル以上0.2メートル	320
区分	使用単位	単位期間	使用料																																																																
電柱、その支柱その他これらに類するもの	1本	1年	円 4,600																																																																
電線	1メートル		640																																																																
変圧塔	1基		5,300																																																																
鉄塔	1平方メートル		5,300																																																																
地下埋設物	管路	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル 110																																																																
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	160																																																																
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	240																																																																
		外径が0.15メートル以上0.2メートル	320																																																																
区分	使用単位	単位期間	使用料																																																																
電柱、その支柱その他これらに類するもの	1本	1年	円 4,600																																																																
電線	1メートル		640																																																																
変圧塔	1基		5,300																																																																
鉄塔	1平方メートル		5,300																																																																
地下埋設物	管路	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル 110																																																																
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	160																																																																
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	240																																																																
		外径が0.15メートル以上0.2メートル	320																																																																

改正前					改正後				
		未満のもの							
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				480			
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				640			
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				1,100			
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				1,600			
		外径が1メートル以上のもの				2,500			
		その他のもの				1平方メートル			
郵便差出箱及び信書便差出箱		1基		2,200					
公衆電話所				5,300					
標識		1本		4,200					
工施用施設及び工施用材料置場		1平方メートル	1日	160					
興行、競技	京都市梅小路公園ステージ	1面	1時間	2,000					
	船岡山公園ステージ			470					
会、集会、展	その他の場所	1平方メートル	1日	160					
		未満のもの							
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				480			
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				640			
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				1,100			
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				1,600			
		外径が1メートル以上のもの				2,500			
		その他のもの				1平方メートル			
郵便差出箱及び信書便差出箱		1基		2,200					
公衆電話所				5,300					
標識		1本		4,200					
工施用施設及び工施用材料置場		1平方メートル	1日	160					
興行、競技	京都市梅小路公園ステージ	1面	1時間	2,000					
	船岡山公園ステージ			470					
会、集会、展	その他の場所	1平方メートル	1日	160					

改正前					改正後				
示会、 博覧会 その他 これら に類す る催し		ル			示会、 博覧会 その他 これら に類す る催し		ル		
業として行う写真撮影	1回	1時		4,600	業として行う写真撮影	1回	1時		4,600
業として行う映画撮影		間		9,400	業として行う映画撮影		間		9,400
電源（岡崎公園のみ）	1箇所	4時		100	電源（岡崎公園のみ）	1箇所	4時		120
その他の占用又は利用	その都度市長が定める額				その他の占用又は利用	その都度市長が定める額			

- 備考1 使用料の額が年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満であるとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により使用料を算出する。
- 2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算により使用料を算出する。
- 3 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用期間が1日未満であるとき、又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とみなして使用料を算出する。
- 4 使用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を1平方メートルとみなして使用料を算出する。使用料の額がメートルを単位として定められている場合においても、同様とする。
- 5 次のいずれかの地区等に電柱、その支柱その他これらに類するもの（周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。）又は電線

- 備考1 使用料の額が年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満であるとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により使用料を算出する。
- 2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算により使用料を算出する。
- 3 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用期間が1日未満であるとき、又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とみなして使用料を算出する。
- 4 使用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を1平方メートルとみなして使用料を算出する。使用料の額がメートルを単位として定められている場合においても、同様とする。
- 5 次のいずれかの地区等に電柱、その支柱その他これらに類するもの（周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。）又は電線

改正前	改正後
<p>を設置して、公園を占有する場合の使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区</p> <p>(2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区</p> <p>(3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区</p> <p>(4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区</p> <p>(5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区</p> <p>(6) 京都市眺望景観創生条例第15条第1項に規定する事前協議区域（同条例第5条第1号に規定する視点場に限る。）</p>	<p>を設置して、公園を占有する場合の使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区</p> <p>(2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区</p> <p>(3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区</p> <p>(4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区</p> <p>(5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区</p> <p>(6) 京都市眺望景観創生条例第15条第1項に規定する事前協議区域（同条例第5条第1号に規定する視点場に限る。）</p> <p>6 興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、5,000平方メートルを超えて京都市梅小路公園（ステージを除く。）を使用する場合における5,000平方メートルを超える部分に係る1平方メートルにつき1日の使用料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートルまでの部分 80円</p> <p>(2) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートルまでの部分 48円</p> <p>(3) 20,000平方メートルを超える部分 32円</p>